

## 食事療養標準負担額の変更について（2026年6月分より）

令和8年度診療報酬改定に伴い、ご入院中のお食事代（食事療養標準負担額）が以下のように変更となります。

（『診療報酬改定』は厚生労働省が通常2年に1回行うものとなります）

所得区分	1食当たりの負担額 ※（）内は2026年5月まで	1ヶ月あたりの換算額 ※3食/日×30日にて換算
住民税課税世帯	550円 (510円)	49,500円
住民税非課税世帯 (過去1年間の入院期間が90日以内)	270円 (240円)	24,300円
住民税非課税世帯 (過去1年間の入院期間が90日超)	220円 (190円)	19,800円
低所得 I	130円 (110円)	11,700円